

【建設工事：予定価格6,000万円未満】条件付一般競争入札の実施について

本市が発注する予定価格が「800万円以上6,000万円未満」の建設工事で、条件付一般競争入札を実施する案件の入札参加資格は、次のとおりですが、条件付一般競争入札の対象の価格帯でも、発注状況等により、指名競争入札を適用する場合があります。なお、令和5年度は、試行的な運用であるため、実態に合わない場合、所要の見直しを行います。

また、予定価格が「130万円超800万円未満」の案件は、指名競争入札で不調や不落となった場合、条件付一般競争入札を実施することがあります。

1 対象

- 予定価格が130万円超6,000万円未満の建設工事（130万円超800万円未満は指名競争入札における不調不落案件）

1	土木一式（A～D）	7	舗装	13	法面
2	建築一式（A～C）	8	塗装	14	その他工事 屋根、解体、消防施設、 フェンス、鋼構造、建具、 内装仕上、電気通信、さく井、 とび・土工・コンクリート
3	電気（A～C）	9	防水		
4	管（A～C）	10	機械器具設置		
5	水道施設（A～C）	11	交通安全施設		
6	造園（A・B）	12	下水道管渠維持補修		

2 参加資格要件

(1) 基本要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- ② 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- ④ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- ⑤ 本工事の告示日から入札参加資格の確認日までの中で、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年告示第198号）による指名停止を受けていない者であること。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に、別で定める「資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について」において規定する基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(2) 共通要件

① 全業種

- ア 一般又は特定の建設業の許可を有する者
- イ 宮崎市競争入札参加資格名簿に発注案件の業種登録がある者
 - ※ 法面工事は、土木一式工事の名簿登録があり、建設業法に定める「とび・土工・コンクリート工事」の許可を受けていること
- ウ 等級格付がある業種において、発注案件のランクと合致している者
- エ 入札に参加しようとする案件の業種において、有効な経営事項審査結果通知書を有する者
- オ 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合、専任で配置する必要はない。
 - ※1 「主任技術者」及び「監理技術者」は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。
 - ※2 「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から5年を経過していない者であること。

② 業種別

ア 本店所在地

全業種	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を宮崎市内に有すること。	
土木一式 （Cランク） ※ 案件に 応じて設定	施工場所の地域自治区が含まれるブロックに主たる営業所を有していること。	
	ブロック	地域自治区
	中央地区	中央東、中央西、小戸、大宮、東大宮、楳
	西部地区	大塚、大塚台、生目台、小松台、生目、高岡
	北部地区	住吉、北、佐土原
南部地区	大淀、赤江、本郷、木花、青島、田野、清武	

イ 手持制限（件数）

手持案件には、件数の上限（本市が指定する不調不落対策工事、災害等の応急措置のほか、建設工事に付帯する随意契約の案件は手持件数に含まれません。また、単価契約は、手持件数にかかわらず、1件とみなします。）を設定します。

土木一式 建築一式	本工事の開札時点において、市（上下水道局を含む）及び宮崎市土地開発公社が発注した工事で完了していない工事の件数が、 1位希望の者にあつては、当該業種で1件以内であり、 2位以下の希望の者にあつては、全ての業種で手持ち工事がないこと。
電気	
造園	
塗装	
防水	
交通安全施設 その他工事	本工事の開札時点において、市（上下水道局を含む）及び宮崎市土地開発公社が発注した工事で完了していない工事の件数が、当該業種で2件以内であること。
水道施設	
舗装	
機械器具設置	
下水道管渠維持補修	
法面	本工事の開札時点において、市（上下水道局を含む）及び宮崎市土地開発公社が発注した工事で完了していない工事の件数が、当該業種で1件以内であること。
管	

ウ 施工実績

土木一式 電気 管 水道施設 造園 舗装 塗装 防水 機械器具設置 交通安全施設 法面 その他工事	当該年度を含む過去6か年度において、国又は地方公共団体等が発注した同業種の建設工事で、発注案件の予定価格を超える工事を元請で施工、完了した実績（JVの構成員としては、出資比率が20%以上）があること。 ただし、手持制限（件数）において、希望順位を考慮しない業種では、本市発注の同業種の実績に限定する場合がある。 ※共同企業体の構成員としての実績は、請負契約額に出資比率を乗じた額とする。
建築一式	当該年度を含む過去11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した建築一式工事で、発注案件の予定価格を超える工事を元請で施工、完了した実績（JVの構成員としては、出資比率が20%以上）があること。 ※共同企業体の構成員としての実績は、請負契約額に出資比率を乗じた額とする。
下水道管渠維持補修	国又は地方公共団体等が発注した下水道管渠維持補修工事（日本下水道事業団又は（公財）下水道新技術推進機構による技術審査・証明を得ている工法に限る）を元請で施工、完了していること。

【参考】条件付一般競争入札の対象の価格帯における指名競争入札の適用について

指名競争入札は、案件数が少ない業種や対象となる事業者が限られる案件に適用します。なお、案件の入札方法や発注時期等は、発注見通しで公表しますが、内容は変更する場合があります。

- 本市の発注が進み、参加資格要件を満たさない事業者が増え、競争環境の確保が難しくなった場合
- 品質確保の観点から、特定の事業者しか対応できない場合
 - 施工実績等の参加資格を満たす事業者が少ない案件
 - 特殊な施工で、機動性が求められる案件（単価契約等）
- 事業者育成の観点から実績を確保する場合（一部の案件）
 - 実績を有する事業者が少ない業種の案件
 - 【右表】比較的小規模な案件（年度当初からの対応とし、期間は業種ごとに設定します。）

業種・ランク	価格帯
土木一式C	800万円以上 1,600万円未満
建築一式C	800万円以上 2,000万円未満
電気C・管C・水道施設C	800万円以上 1,000万円未満
造園B・その他工事	800万円以上 1,500万円未満